

流行前に「インフルエンザワクチン」の接種を！

インフルエンザは、例年11月から4月にかけて流行し、1月末から3月ごろにピークを迎えます。

流行前の予防が大切で、ワクチン接種をすると接種しない場合に比べてインフルエンザにかかりにくく、かかっても重症化しにくいとされています。

予防接種は、約2週間で効果がでて、約5カ月効果が持続します。インフルエンザワクチンは2回接種と1回接種（中学生以上は1回）があり、2回接種の場合は1回目から1〜4週間あけて接種します。

★インフルエンザ予防接種助成について

▼助成対象者

① 養父市に住所があり、接種当日に65歳以上の方

② 養父市に住所があり、接種当日に60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸機能または免疫機能に障害を持ち、医師が接種を必要と認めた方

▼接種時期／平成20年10月1日〜平成21年1月31日まで

▼申込方法／かかりつけの医療機関が市内の場合、直接予約をしてください。できるだけ市内の医療機関で接種する

ことをお勧めします。市外での接種を希望される方は、市役所健康課窓口で手続きが必要ですのでご相談ください。

▼接種費用／自己負担2,000円

※市外医療機関によつては費用の公費負担ができない場合があります。

▼持参するもの／接種日には医療保険証など住所、年齢が確認できるものを持参してください。

▼お問い合わせ／市役所健康課（☎662-3165）



こんにちは地域包括支援センターです



庭に訪問販売員が訪れ、高額な布団や浄水器等を購入してしまつた。

【例2】

身内は一人もおらず、高齢になつた今、これからの生活をどうすればいいのか、財産はどのように管理すればいいのか、どう処分すべきか悩んでいる。

「成年後見制度」を活用しましょう！

あなたの権利と財産を守ります

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を被つたり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守るために支援をする制度です。

成年後見人等（あなたの代理となる方）には、配偶者や親族、知人以外でも、法律や福祉の専門家、法人など、家庭裁判所が本人にとって最も適切と思われる人や法人を選任します。

例1のように、既に認知症等を発症している場合はもちろんのこと、例2のように、今後自分にもしものことがあつたとき、自分がしっかりしている間に申し立てをしたといった場合でも、この制度を利用できます。

詳しくは、養父市地域包括支援センター（☎662-17603）へお問い合わせください。

【例1】

物忘れ等があり、一人で生活（留守番）されているご家庭